

新潟県条例第35号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
3 知事	(略)	3 知事	(略)
3の2 知事	私立の高等学校の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2の基準を満たす課程又は国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。）を取得しようとする者の養成課程のあるものに限る。）の生徒に対する修学の支援に関する事務であって規則で定めるもの		
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。